

## 川崎市地域医療審議会公募委員選考委員会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市地域医療審議会の公募による委員の選考を行うため、健康福祉局の川崎市地域医療審議会公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）の設置に必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 保健医療政策部長
- (2) 保健医療政策部担当課長[保健医療政策]
- (3) 保健医療政策部担当課長[地域医療]
- (4) 地域包括ケア推進室担当課長[専門支援]
- (5) 保健医療政策部担当課長[健康増進]

(委員長)

第3条 委員のうち1人を委員長とし、保健医療政策部長を持って充てる。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健医療政策部保健医療政策担当及び地域医療担当において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。